

令和4年度 山形のうまいもの商品開発支援事業

～「農林漁業者」、「食品製造業者」、「卸売・小売業者」

が取り組む**加工食品の商品開発**を支援します！～

【応募期間】 令和4年4月26日(火) ～ 6月7日(火)

1 募集する事業の内容

- (1) 加工品開発支援事業 [伴走型支援]
- (2) 持続可能社会に向けた商品開発支援事業【新規】

2 ご利用いただける対象者

(1) 加工品開発支援

- ① 県内で食品の生産活動を行っている「農林漁業者」
- ② 県内で食品の生産活動を行っている「農林漁業者」であって「食料品製造業者」(県内に主たる事業所を有し、県内の工場で製造する「食品製造業者」と連携するもの)又は「食料品製造業者」であって県内で食品の生産活動を行っている「農林漁業者」と連携するもの
- ③ 上記①又は②と連携する県内に主たる事業所を有する「卸売業者」又は「小売業者」

(2) 持続可能社会に向けた商品開発支援

- ① 「食料品製造業者」
(県内に主たる事業所を有し、県内の工場で製造する「食品製造業者」。小規模事業者を除く。)

3 対象となる取組み

県産農林水産物を使用した県内製造の加工品開発・改良の取組み

＜持続可能社会に向けた商品開発の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと＞

- ㊦ 環境保全型農業により生産された県産農産物(有機農産物、特別栽培農産物、エコファーマーが生産した農産物、GAP 認証取得農産物)を使用すること。
- ① 食品ロスや包装資材など、廃棄物の削減につながるものであること。

4 補助金の額

- 補助対象経費の **1/2** 以内又は **50 万円** (既存商品のパッケージの改良のみの場合は 20 万円) のいずれか低い額 ※予算に限りがあるため、満額交付とならない場合があります。

5 補助対象経費

- 会議等開催費 (講師謝金、講師旅費、会場使用料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費)
- 調査検討費 (市場調査費、通信運搬費、消耗品費、研修受講費)
- 新商品開発費・既存商品改良費 (技術指導費、委託加工費、原材料費、デザイン費 等)
- 販路開拓費 (展示会等出展経費) <※販路開拓費は、持続可能社会に向けた商品開発のみ対象>

6 応募に必要な書類

- 事業計画書の提出文書(公募要領:様式第2号) ○ 事業計画書(公募要領:様式第1号)
- 製造・販売に必要な許可証又は届出の写し ○ その他計画の説明資料(様式任意)
- 環境保全型農業により生産された県産農産物を使用する場合は、認定証等の写し



7 補助要件(主なもの)

原材料	・原材料として、県産農林水産物を使用すること
製造	・商品の最終製造(事業主体が卸売業者又は小売業者の場合は、商品の委託製造)は、県内で行うものであること
目標	・農林漁業者： 事業完了3年後の事業対象商品の販売額が、現状と比較し1.2倍以上となること ・食料品製造業者、卸売業者、小売業者： 事業完了3年目の事業対象商品の販売額が、2年目の販売額の1.2倍以上となること
その他	・新商品開発等に必要な許可又は届出を行って製造・販売を行っていること ・令和5年2月28日までに開発する商品の試作品を完成又は事業を完了させること ・商品完成後は、知事が指定するコンテストに出展すること
加工品 開発支援	・事業採択の決定後、事業着手前に、県が指定する事前相談(1回)を行い、事業実施にあたっては個別相談(2回)を行いながら、商品開発に取り組むこと。(詳細下記)
持続可能社会 商品開発	⑦環境保全型農業により生産された県産農産物を使用すること。(認定証等の写し添付) 又は①食品ロスや包装資材など、廃棄物の削減計画を策定すること。

※ 詳細は、「交付要綱」及び「公募要領」をご確認ください。

※ 事業完了後、商品の販売が開始された場合には、その状況を県に報告してください。

8 事業計画の採択

提出された事業計画は、県が設置する審査会において審査を行い、結果は郵送にて通知します。

※県予算の範囲内で、取組内容の具体性、利用計画、販売戦略、地域への波及効果等を審査のうえ決定します。

※結果(不採択理由等)に関するお問い合わせには応じられません。

9 補助金の交付決定

○事業採択の通知を受けてから、交付要綱に基づき、補助金の交付申請を行ってください。

○内容審査後、補助金の交付決定を行います。(※交付決定前に事業着手はできません。)

10 補助金手続きの流れ



事前相談・個別相談<加工品開発支援のみ対象>

※1 事前相談…採択決定後、必ず県が指定する事前相談において商品開発の指導・助言を受けてから、補助金の交付申請を行ってください。事前相談経費として、45,000円の費用負担が必要となります。

(山形県食品産業協議会会員の場合、助成制度あり)

※2 個別相談…事前相談の内容を元に、県が設定する下記メニューのうち2つの相談を行いながら、事業を実施してください。(個別相談経費:無料。やまがた食産業クラスター協議会事業。)

- I 商品のコンセプト・マーケティング・ターゲット設定(7月予定)
- II 食味による試作品への求評(9月予定)
- III パッケージデザイン・ラベル作成のアドバイス(10月予定)
- IV 価格設定・原価管理・広報戦略(12月予定)

11 問い合わせ・事業計画書の提出先

相談窓口・申請受付	住所	電話番号
山形県農林水産部農業技術環境課 [米・米粉食品開発担当]	〒990-8570 山形市松波2-8-1(県庁9階)	023-630-3076